

JOYO BANK NEWS LETTER

2025年3月18日

常陽銀行企業年金基金の「アセットオーナー・プリンシプル」受入れについて

常陽銀行企業年金基金（理事長 高輪 忍、以下「当基金」）は、2024年8月に内閣官房より策定・公表された「アセットオーナー・プリンシプル」の趣旨に賛同し、これを受け入れることを表明しましたので、お知らせいたします。

本プリンシプルは、政府が推進する「資産運用立国実現プラン」におけるアセットオーナーシップ改革の一つとして策定されたもので、アセットオーナー（資産保有者としての機関投資家）が受益者等の最善の利益を勘案し、その資産を運用する責任を果たしていくうえで有用と考えられる共通の原則が定められています。

当基金は、本プリンシプルの原則に沿って取り組みを行い、アセットオーナーとしての責任を果たしてまいります。

以 上



常陽銀行

MEBUKI
めぶきフィナンシャルグループ

常陽銀行

〒310-0021 茨城県水戸市南町2-5-5
Tel. 029-231-2151(代表) www.joyobank.co.jp

2025年2月

常陽銀行企業年金基金

アセットオーナー・プリンシプルの受入れについて

常陽銀行企業年金基金（以下、「当基金」という。）は、アセットオーナー（資産保有者としての機関投資家）として、アセットオーナーの運用・カバナンス・リスク管理に係る共通の原則（アセットオーナープリンシプル）に賛同し、受入れることを表明します。

原則 1. アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続きに基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

当基金は、法令等の定めにより制定した「年金資産の運用に関する基本方針」等の中で、加入者及び加入者であった者（以下、「加入者等」という。）に対し、当基金の規約に規定した年金給付金、死亡一時金その他一時金たる給付金の支払を将来にわたり確実にを行うため、長期的な観点に立った、運用目的、運用目標及び運用方針を定めています。また、運用目標等は、経済・金融環境等の変化に適切に対応するため、定期的に見直しを行っています。

原則 2. 受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則 1 の運用目標-運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、【別紙】
充-充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

当基金は、年金資産の運用、リスク管理を継続的かつ適切に運営できるよう、必要な人材確保、年金資産運用に関わる事項を審議するための「資産運用委員会」の設置などの体制整備を行い、その体制が適切に機能するよう取り組んでいます。また、外部コンサルタントと契約し、外部知見の活用も図っています。

原則 3. アセットオーナーは、運用目標実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

当基金は、運用目標等を安定的に達成するため、加入者等の利益の観点から最適な運用委託先を選定し、運用資産構成割合や具体的な運用戦略については定期的に見直しを行っています。リスク管理については、定量的なリスク量の計測を行っているほか、外部コンサルタントの評価も参考にしながら定期的な検証を行っています。

原則 4. アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

当基金は、加入者等向けの機関誌を定期的に発刊し、年金資産の運用概況や財政状況、運用方針等について、定期的に情報提供、情報開示を行っています。また、給付や掛金の状況、財政決算及び財政検証の状況もあわせて掲載しています。

原則 5. アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

当基金は、2020年2月スチュワードシップ・コードを受け入れ、運用委託先を通じて、投資先企業の価値向上や持続的成長を促すべくモニタリングを実施しています。